

伊達市版農業次世代人材投資事業 要件

【事業内容】

新規就農者の定着を図るための資金を1年間交付する。

【補助金額】

月額12万5千円とする。(年額150万円)

【交付対象期間】

交付申請書を市長が受理した日が属する月から起算して12箇月とする。

【その他注意事項】

交付対象期間が次年度にまたがる場合、申請者は、初年度の交付申請日において就農後3年未満であればよいものとする。また、添付書類のうち2及び3については、次年度の交付申請において添付を要しないものとする。

補助金の交付対象：次に掲げる要件を全て満たす者	
本市に住民登録し、申請時点において 18 歳以上の者	☐
農業に従事し、市内に居住し続ける意思がある者	☐
交付決定日から起算して 5 年間、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上従事することが見込まれる者	☐
市税等を滞納していないこと。	☐
生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。	☐
伊達市暴力団排除条例（平成 24 年伊達市条例第 3 号）第 2 条第 1 号 に規定する暴力団、 同条第 2 号 に規定する暴力団員でないこと。	☐

補助金の交付要件	
認定農業者であること。	☐
45 歳以上で新たに農業を始める者であること。	☐
親元就農でないこと（三親等以内の親族とともに農業を行っていないこと。）。	☐
交付申請日において、就農してから 3 年未満であること。	☐
過去 5 年間に申請者の世帯員又は経営の構成員がこの事業による資金の交付を受けていないこと。	☐
交付対象期間中に、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上従事することが確実であること（交付申請日において、就農状況報告書（作業日誌を含む。）の提出が不可能となる見込みがないこと。）。	☐
農業後継者就農支援を受けていないこと。	☐

提出書類	
1 伊達市版農業次世代人材投資事業計画書	☐
2 履歴書（就農後 3 年未満であることを証明できない場合は空白期間のない履歴書）	☐
3 就農後 3 年未満であることが確認できる過去の経歴を証明する書類（離職票等の写し）	☐
4 就農が確認できる直近の書類（農地等の経営資産の取得時期がわかる書類等）	☐
5 市税完納証明書又は非課税証明書	☐
6 農地台帳	☐
7 誓約書	☐
8 その他市長が必要と認める書類	☐